

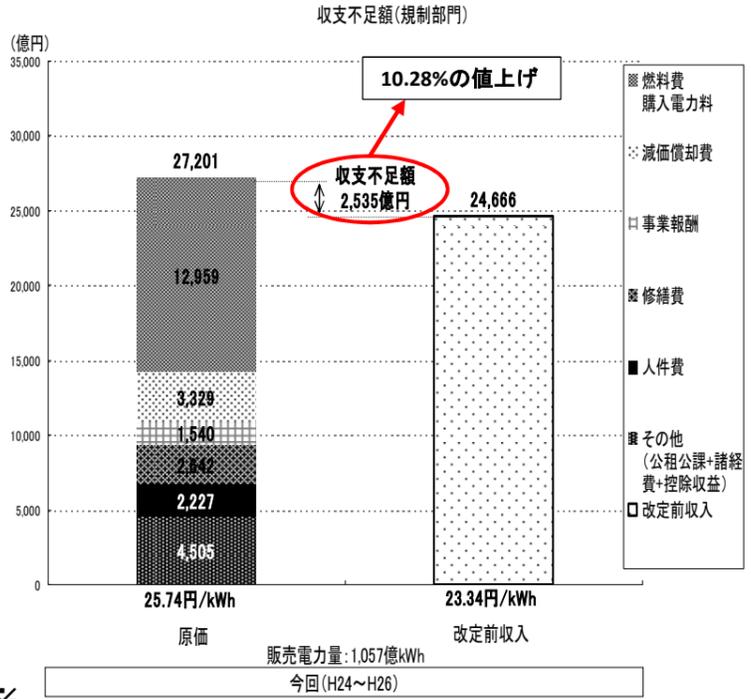
東京電力の認可申請に係る電気料金審査専門委員会の査定方針案について

1. 総合資源エネルギー調査会に「電気料金審査専門委員会」を設置。東京電力から経済産業省に提出された値上げ認可申請が、他の一般電気事業者にも適用されるルールである電気事業法等の関係法令及び審査要領に照らし、妥当なものであるかどうかについて、中立的・客観的かつ専門的な観点から検討。
2. 委員会はすべて公開の下10回開催(消費者団体もオブザーバー参加)。公聴会(6月7日:東京会場、6月9日:埼玉会場)、消費者団体等からの意見聴取(第1回、第8回委員会)、及び「国民の声(全2,336件)」も実施。査定方針案の検討にあたっては、委員が担当分野につき、資料等を直接確認しながら検討。委員から事務局に対するヒアリングは、延べ33回、約56時間実施。

東京電力の申請概要

平成24~26年度の年平均総原価は、総合特別事業計画における合理化(2,785億円)により、人件費、資本費などを削減するものの、原子力発電所の稼働率低下等に伴う燃料費、購入電力料や緊急設置電源に係る費用などの増分(6,228億円)を吸収しきれず、前回改定(平成20年度)と比較して、3,443億円の増加。これを規制部門で見た場合、10.28%の値上げ申請となっている。

	(億円)		
	前回 (H20) A	今回 (H24~H26) B	差異 B-A
人件費	4,399	3,488	▲911
燃料費	20,038	24,704	4,666
火力燃料費	19,722	24,593	4,871
核燃料費	315	110	▲205
修繕費	4,354	4,205	▲149
資本費	10,019	9,096	▲924
減価償却費	7,000	6,281	▲719
事業報酬	3,020	2,815	▲205
購入電力料	7,293	7,943	650
公租公課	3,493	3,048	▲445
原子力バックエンド費用	1,059	668	▲391
その他経費	5,747	6,569	822
委託費	1,767	2,328	561
一般負担金	0	567	567
上記以外	3,980	3,674	▲307
控除収益	▲2,241	▲2,097	144
総原価①	54,162	57,624	3,462
接続供給託送収益②	▲373	▲393	▲20
小売対象原価③=①+②	53,789	57,231	3,443
改定前収入④	53,789	50,468	▲3,320
差引過不足⑤=③-④	-	6,763	-



※6,228億円のコスト増を合理化(2,785億円)により3,443億円に抑制

電気料金審査専門委員会委員

- 委員長 秋池 玲子 (ポストン コンサルティング グループ パートナー&マネージング・ディレクター)
- 委員 安念 潤司 (中央大学法科大学院 教授)
- 委員 永田 高士 (公認会計士)
- 委員 八田 達夫 (学習院大学 特別招聘教授)
- 委員 松村 敏弘 (東京大学社会科学研究所 教授)
- 委員長代理 山内 弘隆 (一橋大学大学院商学研究科 教授)

電気料金審査専門委員会の検討の経緯

- 5月11日 東京電力より、電気料金認可申請の提出
- 第1回(5月15日) 申請事業者からの説明、自治体・消費者団体・中小企業、関係団体からの意見聴取
- 第2回(5月23日) 前提計画(供給計画、設備投資計画等)
- 第3回(5月29日) 前提計画(効率化計画等)、個別の原価(人件費、修繕費、福島第一安定化・賠償関連費用)
- 第4回(6月4日) 個別の原価(燃料費、購入電力料等)
- 6月7日 公聴会①
- 6月9日 公聴会②
- 第5回(6月12日) 個別の原価(設備関連費用、スマートメーター費用)
※以降、委員がペアになって査定方針検討
- 第6回(6月20日) 個別の原価(事業報酬等)、費用配布、レートメイク
- 第7回(6月22日) 検討を深めるべき論点
- 第8回(6月28日) 消費者団体からの意見聴取
- 第9回(7月2日) 委員による査定方針案のたたき台
- 第10回(7月5日) 査定方針案とりまとめ

公聴会について

- ① 6月7日(木) 東京会場
陳述人:10名、参考人5名、傍聴人:186名
- ② 6月9日(土) 埼玉会場
陳述人:5名、参考人:5名、傍聴人:78名

「国民の声」について

- ◆ 募集期間:平成24年5月11日から6月9日、6月12日から6月29日
- ◆ 全2,336件のうち、主な意見:
 1. 人件費に関する意見 延べ1,201件
 2. 法的整理・経営合理化・経営責任の明確化に関する意見 延べ731件
 3. 小売自由化・発送電分離など電気事業制度に関する意見 延べ315件等

東京電力の認可申請に係る電気料金審査専門委員会の査定方針案について

基本的な考え方(概要)

1. 広告宣伝費(公益目的を除く)、寄付金、団体費(合理的理由あり公表する場合を除く)は原価算入を認めない。また、従来から料金原価に含まれていない交際費等についても、原価算入を認めない。(※東電自らの支出のみならず、国が内訳を把握すべき東電の契約先の原価にも同じ方針を適用。)
2. 既存契約及び法令に基づき算定される費用は、事実関係や算定方法の妥当性を確認。(委員自ら実施)
3. 今後契約を締結するもの、契約交渉を行うもので随意契約を行う取引については、各費用項目の性格に応じ、コスト削減が困難な費用(市場価格がある商品・サービスの単価、既存資産の減価償却費、公租公課 等)を除き、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、未達分を減額。
4. 人件費、修繕費、事業報酬等、審査要領にメルクマールなどの査定方針が記載されている費用項目については、これに基づき査定。 等

費目、テーマ別の査定方針案(ポイント)

(注)金額は東京電力の申請額(平成24~26年度の平均)であり、査定方針案を反映していない。

(1)人件費 [3,488億円]

東電申請(給与手当、賞与、諸手当込みで598万円)は、『賃金構造基本統計調査』における常用労働者1000人以上の企業平均値(609万円)を下回っており妥当。退職給与金、福利厚生等の一般厚生費についても、同基準を下回っており妥当。基準を下回る範囲においては、給与体系・福利厚生の内容は事業者の自主性に委ねるべき。

健康保険料の負担割合は73%から60%に削減されているが、全産業平均56%まで削減すべき。国への出向者の給与負担は原価算入を認めない。

(2)燃料費 [2兆4,704億円]

安全性の確保や地元の理解を大前提に、柏崎刈羽原発が25年4月から順次再稼働すると仮定して原価を算定。

契約更新を迎えるLNG購入契約について、市場価格・交渉状況を踏まえ値上りを想定して申請されているが、効率化努力を見越して直近実績レベルまで減額。

(3)購入・販売電力料 [7,943億円]

日本原電、東北電力からの購入電力料について、これら原子力発電所は共同開発と認められることから、停止中であっても発生する減価償却費等の固定費を支払うことは妥当。ただし、効率化による費用圧縮を求める。また、広告費・寄付金等は原価算入を認めず。

(4)設備投資関連費用 [6,281億円(減価償却費)、959億円(固定資産除却費)]

空き送電線等不使用設備に係るものについては、特別監査(立入検査)の結果を踏まえ減額。また、随意契約を査定。

福島第一原発5, 6号機、第二原発は、設備としては健全であり、事業者として廃炉を行う判断を行っておらず、今後再起動しないと確定的に判断することができない以上、レートベース、減価償却費の全額を原価に算入することは妥当(ただし、東京電力はレートベースを自主カット済み)。

(5)事業報酬率 [3.0%、事業報酬は2,815億円]

東京電力の状況に応じた高い報酬率を設定するのではなく、各電力会社一律に適用される報酬率を算定すべき。具体的には、東日本大震災後の状況を勘案した経営リスク(β 値0.82)を採用すべき(この場合、事業報酬率は2.9%)。

(6)修繕費 [4,205億円]

過去の実績水準(修繕費率)を下回っており妥当。ただし、空き送電線等不使用設備に係るものについては、特別監査(立入検査)の結果を踏まえ減額。また、随意契約を査定。

(7)公租公課 [3,043億円]

法令に基づく算定がされており妥当。ただし、福島第一1~4号機に係る固定資産税等の原価算入を認めず。

(8)バックエンド費用 [668億円]

法令に基づく算定がされており妥当。ただし広告費・寄付金等は原価算入を認めず。

(9)その他経費・控除収益 [6,569億円(その他経費)、▲2,097億円(控除収益)]

販売目的の広告費、寄付金は原価算入されていないことを確認。研究費について電力の安定供給に直接的に不可欠と言えないものの原価算入を認めず。また、随意契約を査定。

(10)福島第一原発安定化費用・賠償対応費用 [487億円(安定化費用)、278億円(賠償対応費用)]

福島第一原発事故による損害を受けた状態から安定状態に復旧するための費用9,002億円は料金原価に算入されないが、安定状態維持は法律上の事業者の義務であり、原価算入は妥当。

賠償対応費用については、通常電気事業を行うに当たって発生する補償費同様、原価算入が認められる(ただし、賠償支払額そのものは機構法スキームにより原価算入されない)。

いずれも、真に安定化・賠償対応に係る費用に限定するとともに、随意契約は査定。

(11)スマートメーター関連費用 [218億円]

スマートメーター単価を減額(1.6万円→1.0万円)。光ファイバー関連費用の原価算入を認めず。

(12)費用配賦・レートメイク

規制部門と自由化部門への費用配賦、3段階料金等の料金設定は妥当。ただし、オール電化割引等公平性の観点から問題のある機器要件は廃止が妥当。